

高島市民病院テレビシステム設置運営事業仕様書

1. 設置運営物件

(1) 床頭台システム

(内訳)

ア システムA 207式

床頭台(タイプⅠ)、薄型テレビA、冷蔵庫、鍵付保管庫、課金装置有り

イ システムB 3式

床頭台(タイプⅡ)、薄型テレビA、鍵付保管庫、課金装置無し

ウ システムC 11式

床頭台(タイプⅢ)、薄型テレビA、冷蔵庫、課金装置無し

(2) カード販売機 4台

(3) カード精算機 1台

(4) DVD放映システム 1式

(5) その他備品

ア アーム式テレビ 37台

イ 薄型テレビB 1台(壁掛ブラケット付)

ウ 薄型テレビC 3台(壁掛ブラケット付1台、架台付2台) ※内1台はDVD付

エ 薄型テレビD 3台(壁掛ブラケット付1台、架台付2台)

オ 薄型テレビE 1台(転倒防止固定)

カ 床頭台(タイプⅢ) 6台

※全てのテレビに壁面端子からテレビ本体までのアンテナケーブルを付属すること。

2. 設置場所

(1) 床頭台システム

	特別室	有料個室A	無料個室A	無料個室B	感染個室	4床室	当直室	計
システムA		60	4	39	4	100		207
システムB	3							3
システムC							11	11

※無料個室においても課金を行うものとする。

(2) カード販売機 本棟3～5階病棟ラウンジ各1台、本棟1階エントランス1台

(3) カード精算機 本棟1階エントランス1台

(4) DVD放映システム 本棟3階血液浄化センター整形外科病棟

(5) その他備品

品 目	配 置 場 所 (数量)
アーム式テレビ	血液浄化センター治療室(31)、化学療法室(5)、整形外科病棟 (1)
薄型テレビB	エントランス(1)
薄型テレビC	健診センター受付(1)、手術室休憩室(DVD付)(1)、職員ラウンジ(1)
薄型テレビD	血液浄化センターラウンジ(1)、アイソトープ検査室(1)、内視鏡センター(1)
薄型テレビE	職員ラウンジ(1)
床頭台(タイプⅢ)	病棟仮眠室(5)、陣痛室(1)、当直室 (7)

3. 事業実施期間

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。ただし、当該許可満了前の審査により特に問題がなく、継続して許可を与えることが適当であると認められるときは、甲乙合意のもと単年ずつ許可を更新することができる。
- (2) 使用許可の更新を受けようとするときは、許可期間満了日の60日前までに書面をもって引き続き運営する意思表示をしなければならない。

4. 設置物件に係る使用料

- (1) 行政財産使用料として、月の売上実績額（カード販売額から精算返金額を差し引いた額）に一定の率を乗じて得た額を徴収する。
- (2) 一定の率は、選定された設置事業者が本プロポーザルにおいて提示した率を基本とし、本院と協議の上決定するものとする。
- (3) 設置運営に係る光熱水費は免除する。
- (4) 行政財産使用料は、毎月集計し、内訳を示して本院に支払うこと。
- (5) 納入に係る振込手数料は、設置事業者の負担とする。

5. 設置機器の仕様条件

(1) 床頭台システム

共通仕様

- (ア) キャスターは簡単に4輪ロックができ、一目でロック確認ができること。
- (イ) コンセントを1口以上備え、スライドテーブルや扉の開閉の邪魔とならないこと。
- (ウ) 人感LEDフットライトを備えていること。
- (エ) 床頭台での押し込みによる、壁面アンテナ端子の陥没を防ぐ構造を有すること。

ア 床頭台（タイプⅠ）（病室）

- (ア) 木製ハイトタイプ床頭台とする。寸法は、病室に適したサイズで、おおよそ高さ1,700×幅490×奥行510（mm）とし、スライドテーブルを有すること。
- (イ) 折りたたみタオル掛け（左右両方）付きであること。
- (ウ) 床頭台上部の観音扉は、マグネットによる掲示等ができること。
- (エ) 容量20リットル以上の冷蔵庫が収納できること。
- (オ) 次の要件を備える鍵付保管庫を備えること。
 - ・財布やお見舞い袋が入る大きさで、床頭台の引き出しの中に取り付けること。

イ 床頭台（タイプⅡ）（特別個室）

- (ア) 木製ハイトタイプ床頭台とする。寸法は、病室に適したサイズで、おおよそ高さ1,700×幅490×奥行510（mm）とし、スライドテーブルを有すること。
- (イ) 折りたたみタオル掛け（左右両方）付きであること。
- (ウ) 床頭台上部の観音扉は、マグネットによる掲示等ができること。
- (エ) 床頭台下部（タイプⅠの冷蔵庫部）は観音開きの扉収納とし、可動棚を取り付けること。
- (オ) 次の要件を備える鍵付保管庫を備えること。
 - ・財布やお見舞い袋が入る大きさで、床頭台の引き出しの中に取り付けること。
- (カ) 課金装置無しの仕様のため、課金のためのスペースは不要とする。

ウ 床頭台（タイプⅢ）（当直・病棟仮眠・陣痛室）

(ア) 木製ロータイプ床頭台とする。寸法は、部屋に適したサイズで、おおよそ高さ 750 × 幅 450 × 奥行 450 (mm) とし、スライドテーブルを有すること。

(イ) 容量 20 リットル以上の冷蔵庫が収納できること。

(ウ) 病棟仮眠室および陣痛室に設置するものは、床頭台下部は観音開きの扉収納とし、可動棚を取り付けること。

エ 薄型テレビ A (床頭台用)

(ア) 19 型以上の薄型で、ワイヤレスリモコン式であること。なお、前面もしくは利用しやすい箇所にイヤホン端子が付いていること。

(イ) ワイヤレスリモコンは周辺の他のテレビに影響を及ぼさないこと。また、各病棟に 1 台は設定変更等が可能なリモコンを配置すること。

(ウ) 利用料金の支払いはプリペイドカード方式であること。

(エ) テレビは床頭台壁面 3 軸式アーム固定 (ロータイプ床頭台は天面固定) とし、画面の角度調整が行えること。

(オ) 地上デジタル、NHKBS、無料民放BS放送が視聴できること。

(カ) テレビスピーカーのオン・オフが病院職員で出来る (消音機能を有する) こと。

(キ) 国内メーカー製で、視野角の広いものであること。

オ 冷蔵庫

(ア) 容量は、20 リットル以上であること。

(イ) 運転音が静かなもので、未使用時の臭い、冷えの対策 (高気密) を施したものであること。

(ウ) 庫内が見やすいライトを取り付け、取り出しが容易であること。

(エ) 閉め忘れ防止機能を有すること。

(オ) 利用料金の支払いはプリペイドカード方式であること。

(カ) プリペイドカードはテレビと共用できること。

(2) カード販売機

ア プリペイドカード販売は、千円単位であること。

イ 床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。

(3) カード精算機

ア 10 円単位まで払い戻しができること (精算手数料は無料とする)。

イ 床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。

(4) DVD 放映システム

ア 血液浄化センター内にて同時に全ての透析治療中の患者さまに、アーム式テレビにて教育用の DVD 映像 (1 チャンネル) を放映可能であること。

イ 放映する DVD は、血液浄化センター内にて任意で変更可能であること。

(5) その他備品

ア アーム式テレビ (透析、化学療法、整形病棟)

(ア) 13 型以上の薄型で、ワイヤレスリモコン式であること。なお、前面もしくは利用しやすい箇所にイヤホン端子が付いていること。

(イ) ベッド上にて視聴ができるようスウィーベル機能を有し、画面の角度調整が利用者にて容易に行えること。

(ウ) ワイヤレスリモコンは周辺の他のテレビに影響を及ぼさないこと。

(エ) テレビの取付方法等について、血液浄化センターはカウンターに取付、化学療法室および整形外科病棟に配置するものは移動ができ、ベッド上より視聴ができる高さのキャスター付スタンドを有していること。

(オ) 地上デジタル、NHKBS、無料民放BS放送が視聴できること。

(カ) テレビスピーカーのオン・オフが病院職員で出来る（消音機能を有する）こと。

(キ) イヤホンの頻繁な抜き差しが想定されるので、イヤホン端子にはそれを踏まえた工夫を行うこと。

イ 薄型テレビB（1台） エントランス(壁)

(ア) 50型以上の薄型で、ワイヤレスリモコン式であること。

(イ) ワイヤレスリモコンは周辺の他のテレビに影響を及ぼさないこと。

(ウ) 壁への設置は、設置事業者により行うこと。

(エ) 地上デジタル、NHKBS、無料民放BS放送が視聴できること。

(オ) テレビスピーカーのオン・オフが病院職員で出来る（消音機能を有する）こと。

(カ) 国内メーカー製で、視野角の広いものであること。

ウ 薄型テレビC（3台） 健診受付(壁)、OP休憩室、職員ラウンジ

(ア) 40型以上の薄型で、ワイヤレスリモコン式であること。

(イ) ワイヤレスリモコンは周辺の他のテレビに影響を及ぼさないこと。

(ウ) 壁への設置は、設置事業者により行うこと。架台は見やすい高さとし、また画面の角度調整が行えること。

(エ) 地上デジタル、NHKBS、無料民放BS放送が視聴できること。

(オ) テレビスピーカーのオン・オフが病院職員で出来る（消音機能を有する）こと。

(カ) 国内メーカー製で、視野角の広いものであること。

エ 薄型テレビD（3台） 透析ラウンジ、RI待合室、内視鏡待合室(壁)

(ア) 40型以上の薄型で、ワイヤレスリモコン式であること。

(イ) ワイヤレスリモコンは周辺の他のテレビに影響を及ぼさないこと。

(ウ) 壁への設置は、設置事業者により行うこと。架台は見やすい高さとし、また画面の角度調整が行えること。

(エ) 地上デジタル、NHKBS、無料民放BS放送が視聴できること。

(オ) テレビスピーカーのオン・オフが病院職員で出来る（消音機能を有する）こと。

(カ) 国内メーカー製で、視野角の広いものであること。

オ 薄型テレビE（1台） 職員ラウンジ(台固定)

(ア) 65型以上の薄型で、ワイヤレスリモコン式であること。

(イ) ワイヤレスリモコンは周辺の他のテレビに影響を及ぼさないこと。

(ウ) 既設テレビ台への設置および転倒防止固定は、設置事業者により行うこと。

(エ) 地上デジタル、NHKBS、無料民放BS放送が視聴できること。

(オ) テレビスピーカーのオン・オフが病院職員で出来る（消音機能を有する）こと。

(カ) 国内メーカー製で、視野角の広いものであること。

6. 経費負担に関する条件

設置運営に係る必要経費は、下記を含め、全て設置事業者の負担とする。

- (1) 設置機器に係る清掃および保守等に要する費用ならびに廃棄物等の処理経費。
- (2) 設置運営に当り、利用者に損害を与えた場合の損害回復および賠償費用。
- (3) NHK受信料に係る費用。また、受信契約等は設置事業者が行うこと
- (4) 本院職員により故意または重大な過失なく発生した、床頭台システム等の破損に対する修繕等の復旧費用。
- (5) 入れ替え後6ヵ月間において、現設置事業者が発行したテレビカードの精算費用。
(売上金額より控除可とするが、事業者が変更となる際の入れ替え時は控除不可とする。)
- (6) 設置期間満了等による機器および設備等の撤去に係る費用。

7. 運営その他に関する条件

- (1) システム利用料金（利用者負担額）は、現行の料金程度を基準とし、大きく上回ることはないよう設定すること。
- (2) 利用者および病院の業務に支障がないように設置運営にあたること。
- (3) 設置事業者には賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めない。
- (4) 設備導入後の保守管理、修理等メンテナンスサービスについては、設置事業者が責任を持って体制を確立し、速やかに実施すること。
ア 保守管理、修理メンテナンスサービスの体制について、本院から改善を求められた場合は、本院の指示に従い速やかに改善すること。
イ 開院日に全ての病棟を巡回し、利用者様からの苦情等に迅速に対応すること。
ウ カード販売機および精算機は、毎月1回メンテナンス（清掃等）を実施すること。
- (5) 本院の過失による場合を除き、設備の破損、紛失、盗難については、設置事業者が責任を負うこと。
- (6) 設置事業者は、常に利用者の意見を聴取しサービスの向上に努めること。
- (7) 設置事業者が次の各号に該当するときは、本院は無条件に許可を解除することができる。
ア 実施要領等に定める義務を履行しないとき。
イ 本院の運営に支障があると認めたとき。
- (8) 下請け等の禁止
ア 第三者への業務の下請け、再委託は禁止する。
イ やむを得ず業務の一部を下請けに出す場合は、本院の承認を得てから行うこと。
- (9) 故障対応や緊急時に本院から要請があった場合、1時間以内に対応可能な体制をとること。また、土・日曜日および祝日も対応可能な保守管理体制を整備すること。
- (10) 設置事業者は、設置機器を衛生的に管理するものとし、管理方法について本院と協議し、本院の指示にしたがうこと。また、定期的に衛生検査を行うとともに、感染症患者が出た場合は、速やかに本院が指定する消毒を行うこと。
- (11) 備品およびシステムに関する本院の要望については、誠意をもって対応すること。
- (12) 本院より経営および運営に関する資料提出の要求があった場合は、速やかに提出すること。
- (13) 許可期間中、本院の運営上、機器の配置数・場所等が一部変更になった場合、双方誠

意を持って協議し、詳細を決定することとする。

- (14) 事業者が変更となる際の床頭台等の入れ替えおよびカード残度数の対応については現許可事業者と協議し、新システムが4月1日より使用可能となるよう事前の搬入設置およびカード交換を行うものとする。また、入れ替え時において冷蔵庫利用者に不便をかけるよう対応策を講じること。
- (15) 既存装置を使用した提案も可とする。